

X i サービス - ビス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]					[ 現 行 ]					
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)					
料金表					料金表					
通則 (略)					通則 (略)					
第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)					第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)					
第1～第2 (略)					第1～第2 (略)					
第3 通信料					第3 通信料					
1 適用					1 適用					
通 信 料 の 適 用					通 信 料 の 適 用					
(略)		(略)			(略)		(略)			
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等		ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。			1 契約ごとに					
					区 分	定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数		
					(略)	(略)	(略)	(略)		
					(略)	(略)	(略)	(略)		
シングルパック	ファミリーシングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等		ア X i 契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。			1 契約ごとに					
					区 分	定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数		
					(略)	(略)	(略)	(略)		
					(略)	(略)	(略)	(略)		
シングルパック	ファミリーシングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)	(略)							

	ビジネスシングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	ファミリーシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ウルトラシェアパック50	<u>16,000円</u> (17,280円)	<u>50 G B</u>	<u>20</u>	
		ウルトラシェアパック100	<u>25,000円</u> (27,000円)	<u>100 G B</u>	<u>20</u>	
	ビジネスシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ウルトラビジネスシェアパック50	<u>16,000円</u> (17,280円)	<u>50 G B</u>	<u>20</u>	
		ウルトラビジネスシェアパック100	<u>25,000円</u> (27,000円)	<u>100 G B</u>	<u>30</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	イ～ト (略)					
	ナ 当社は、ウルトラデータLパック、ウルトラデータLパック、ウルトラシェアパック50、ウルトラシェアパック100、ウルトラビジネスシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック100の適用を受けているX iの契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。					
(略)	(略)					

	ビジネスシングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		データLパック (大容量)	<u>6,700円</u> (7,236円)	<u>8 G B</u>	<u>20</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	ファミリーシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		シェアパック20 (大容量)	<u>16,000円</u> (17,280円)	<u>20 G B</u>	<u>20</u>	
		シェアパック30 (大容量)	<u>22,500円</u> (24,300円)	<u>30 G B</u>	<u>20</u>	
	ビジネスシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ビジネスシェアパック20 (大容量)	<u>16,000円</u> (17,280円)	<u>20 G B</u>	<u>20</u>	
		ビジネスシェアパック30 (大容量)	<u>22,500円</u> (24,300円)	<u>30 G B</u>	<u>30</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		
	イ～ト (略)					
	ナ 当社は、ウルトラデータLパック又はウルトラデータLパックの適用を受けているX iの契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。					
(略)	(略)					

(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額（月額）		
	(略)	ウルトラシェアパック50 又はウルトラビジネスシ ェアパック50	ウルトラシェアパック100 又はウルトラビジネスシ ェアパック100
48か月超え 96か月まで	(略)	800円	1,000円
96か月超え 120か月まで	(略)	1,000円	1,200円
120か月超え 180か月まで	(略)	1,200円	1,800円
180か月超	(略)	1,800円	2,500円

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額（月額）	
	(略)	ウルトラデータL Lパック
48か月超え 96か月まで	(略)	200円
96か月超え 120か月まで	(略)	400円
120か月超え 180か月まで	(略)	600円
180か月超	(略)	800円

イ～エ (略)

(略)

(略)

(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずっとドコモ割）の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第20条の2（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。

(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額（月額）		
	(略)	シェアパック20(大容 量)又はビジネスシ ェアパック20	シェアパック30(大容 量)又はビジネスシ ェア パック30
48か月超え 96か月まで	(略)	800円	1,000円
96か月超え 120か月まで	(略)	1,000円	1,200円
120か月超え 180か月まで	(略)	1,200円	1,800円
180か月超	(略)	1,800円	2,500円

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額（月額）	
	(略)	データLパック(大容量)又はウルト ラデータL Lパック
48か月超え 96か月まで	(略)	200円
96か月超え 120か月まで	(略)	400円
120か月超え 180か月まで	(略)	600円
180か月超	(略)	800円

イ～エ (略)

(略)

(略)

(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。

区 分		割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの
シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
ファミリーシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウルトラシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
	ウルトラシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウルトラビジネスシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
	ウルトラビジネスシェアパック100	500円	3,000円	3,200円

(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。

区 分		割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの
シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	データLパック（大容量）	500円	1,000円	1,000円
	(略)	(略)	(略)	(略)
ファミリーシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	シェアパック20（大容量）	500円	2,400円	2,500円
	シェアパック30（大容量）	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック20（大容量）	500円	2,400円	2,500円
	ビジネスシェアパック30（大容量）	500円	3,000円	3,200円

	(略)	(略)	(略)	(略)
イ～キ (略)				
(略)	(略)			

	(略)	(略)	(略)	(略)
イ～キ (略)				
(略)	(略)			

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表9 (略)

附 則 (平成 28 年 9 月 16 日経企第 903 号)  
(実施期日)

- この改正規定は、平成 28 年 9 月 23 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(データLバック等に関する経過措置)
- この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供されているデータ定額バックに係るデータLバック (大容量)、シェアバック 20、シェアバック 30、ビジネスシェアバック 20 又はビジネスシェアバック 30 (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データLバック等」といいます。) の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。  
(1) データLバック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
シングルパック	ック シン ク シン グ グ ル ル パ パ ー	6,700 円 ( 7,236 円)	8 G B	20
	ク シン グ グ ル ル パ パ ス シ	6,700 円 ( 7,236 円)	8 G B	10

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表9 (略)

ファミリーシェアパック	シェアパック 20 (大容量)	16,000 円 (17,280 円)	20 G B	20
	シェアパック 30 (大容量)	22,500 円 (24,300 円)	30 G B	20
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック 20	16,000 円 (17,280 円)	20 G B	20
	ビジネスシェアパック 30	22,500 円 (24,300 円)	30 G B	30

(2) (1)以外の提供条件については、改正後の規定におけるデータ定額パックの場合に準ずるものとします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]					[ 現 行 ]									
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)									
料金表					料金表									
通則 (略)					通則 (略)									
第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)					第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)									
第1～第2 (略)					第1～第2 (略)									
第3 通信料					第3 通信料									
1 適用					1 適用									
通 信 料 の 適 用					通 信 料 の 適 用									
(略)		(略)			(略)		(略)							
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等		ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。			1 契約ごとに			ア ア 第2種契約者は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、FOMAサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。						
										区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
										(略)		(略)	(略)	(略)
										シングルパック	ファミリーシングルパック	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)											
シングルパック	ファミリーシングルパック	(略)		(略)	(略)									
		(略)		(略)	(略)									
		(略)		(略)	(略)									
		(略)		(略)	(略)									

	ビジネスシングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	ファミリーシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ウルトラシェアパック50	<u>16,000円</u> (17,280円)	<u>50 G B</u>	<u>20</u>	
		ウルトラシェアパック100	<u>25,000円</u> (27,000円)	<u>100 G B</u>	<u>20</u>	
	ビジネスシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ウルトラビジネスシェアパック50	<u>16,000円</u> (17,280円)	<u>50 G B</u>	<u>20</u>	
		ウルトラビジネスシェアパック100	<u>25,000円</u> (27,000円)	<u>100 G B</u>	<u>30</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ～ト (略)					
	<p>ナ 当社は、ウルトラデータLパック、ウルトラデータLパック、ウルトラシェアパック50、ウルトラシェアパック100、ウルトラビジネスシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック100の適用を受けているF O M Aの契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。</p>					
	(略)	(略)				

	ビジネスシングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		データLパック (大容量)	<u>6,700円</u> (7,236円)	<u>8 G B</u>	<u>20</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	ファミリーシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		シェアパック20 (大容量)	<u>16,000円</u> (17,280円)	<u>20 G B</u>	<u>20</u>	
		シェアパック30 (大容量)	<u>22,500円</u> (24,300円)	<u>30 G B</u>	<u>20</u>	
	ビジネスシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)	
		ビジネスシェアパック20 (大容量)	<u>16,000円</u> (17,280円)	<u>20 G B</u>	<u>20</u>	
		ビジネスシェアパック30 (大容量)	<u>22,500円</u> (24,300円)	<u>30 G B</u>	<u>30</u>	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ～ト (略)					
	<p>ナ 当社は、ウルトラデータLパック又はウルトラデータL Lパックの適用を受けているF O M Aの契約者回線がテザリング通信を行ったことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の通信料に1,000円を加算します。</p>					
	(略)	(略)				



(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月額割引（ずっとドコモ割）の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているF O M Aに係る定額通信料について、当該料金月のそのF O M A契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額（月額）		
	(略)	ウルトラシェアパック50 又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100 又はウルトラビジネスシェアパック100
48か月超え 96か月まで	(略)	800円	1,000円
96か月超え 120か月まで	(略)	1,000円	1,200円
120か月超え 180か月まで	(略)	1,200円	1,800円
180か月超	(略)	1,800円	2,500円

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額（月額）	
	(略)	ウルトラデータL Lパック
48か月超え 96か月まで	(略)	200円
96か月超え 120か月まで	(略)	400円
120か月超え 180か月まで	(略)	600円
180か月超	(略)	800円

イ～エ (略)

(略)

(略)

(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月額割引（ずっとドコモ割）の適用

ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているF O M Aに係る定額通信料について、当該料金月のそのF O M A契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。

ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。(ア) (イ)以外のもの

経過期間	定額料の減額（月額）		
	(略)	シェアパック20(大容量)又はビジネスシェアパック20	シェアパック30(大容量)又はビジネスシェアパック30
48か月超え 96か月まで	(略)	800円	1,000円
96か月超え 120か月まで	(略)	1,000円	1,200円
120か月超え 180か月まで	(略)	1,200円	1,800円
180か月超	(略)	1,800円	2,500円

(イ) シングルパック又はらくらくパックに係るもの

経過期間	定額料の減額（月額）	
	(略)	データLパック(大容量)又はウルトラデータL Lパック
48か月超え 96か月まで	(略)	200円
96か月超え 120か月まで	(略)	400円
120か月超え 180か月まで	(略)	600円
180か月超	(略)	800円

イ～エ (略)

(略)

(略)

(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3 に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。

区 分		割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの
シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
ファミリーシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウルトラシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
	ウルトラシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	ウルトラビジネスシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
	ウルトラビジネスシェアパック100	500円	3,000円	3,200円

(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3 に規定するものをいい、らくらくパック及びデータSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。

区 分		割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの
シングルパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	データLパック（大容量）	500円	1,000円	1,000円
	(略)	(略)	(略)	(略)
ファミリーシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	シェアパック20（大容量）	500円	2,400円	2,500円
	シェアパック30（大容量）	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック	(略)	(略)	(略)	(略)
	ビジネスシェアパック20（大容量）	500円	2,400円	2,500円
	ビジネスシェアパック30（大容量）	500円	3,000円	3,200円

	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ〜キ (略)			
(略)	(略)			

	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ〜キ (略)			
(略)	(略)			

2 料金額 (略)

第4〜第7 (略)

第2表〜第6表 (略)

別表1〜別表10 (略)

附 則 (平成 28 年 9 月 16 日経企第 903 号)  
(実施期日)

- この改正規定は、平成 28 年 9 月 23 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(データLバック等に関する経過措置)
- この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供されているデータ定額バックに係るデータLバック (大容量)、シェアバック 20、シェアバック 30、ビジネスシェアバック 20 又はビジネスシェアバック 30 (改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「データLバック等」といいます。) の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。  
(1) データLバック等に関する定額通信料については、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
シングルバック	ック シン ク シン グ グ ル ル パ パ ー	6,700 円 ( 7,236 円)	8 G B	20
	ク シン グ グ ル ル パ パ ス シ	6,700 円 ( 7,236 円)	8 G B	10

2 料金額 (略)

第4〜第7 (略)

第2表〜第6表 (略)

別表1〜別表10 (略)

ファミリーシェアパック	シェアパック 20 (大容量)	16,000 円 (17,280 円)	20 G B	20
	シェアパック 30 (大容量)	22,500 円 (24,300 円)	30 G B	20
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック 20	16,000 円 (17,280 円)	20 G B	20
	ビジネスシェアパック 30	22,500 円 (24,300 円)	30 G B	30

(2) (1)以外の提供条件については、改正後の規定におけるデータ定額パックの場合に準ずるものとします。